

京都市交通局管理規程第 17 号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第 1 予算担当課の課長等及び予算担当事業所の所長共通の項中第 7 号を次のように改める。

(7) 単価契約済みの契約に関する事。

別表第 2 次長の項第 4 号中「第 5 条による許可及び同規則」を削る。

同表企画総務部長の項中第 20 号の次に次の 2 号を加える。

(21) 通学定期券発売学校の指定に関する事。

(22) 定期券の払戻し及び書換手数料の減免に関する事。

同表自動車部長の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

同表同項中第 9 号を削り、第 10 号を第 8 号とする。

同表企画課長の項に次の 3 号を加える。

(2) 通学定期券発売学校の学外実習先の指定に関する事。

(3) 乗車券の調製に関する事。

(4) 不用乗車券及び原紙の廃棄に関する事。

同表財務課長の項中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

同表営業課長（自動車部）の項中第 3 号から第 5 号を削り、第 6 号を第 3 号とする。

同表営業課長（高速鉄道部）の項を削る。

同表運輸課長（高速鉄道部）の項中第3号を削り，第4号を第3号とする。

同表施設課長の項を技術監理課長の項とする。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）